

## 技術上の基準に対応する事項 (移動式製造設備)

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 8 条	液 石 9 条				
第 1 項 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準 (移動式圧縮水素スタンドを除く)					
1 号	1 号	引火性、発火性の物の付近にな いこと (製造施設)			
2 号	2 号	警戒標 (製造施設)			
3 号	3 号	定置式製造設備の基準準用			
6-1-11	6-1-17	耐圧・気密試験 (高圧ガス設 備)	機器等一覧表のとおり。		
6-1-12	6-1-18				
6-1-13	6-1-19			十分な強度 (高圧ガス設備)	強度計算書のとおり。
4 号	4 号	消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、 酸素、三フッ化窒素の製造施設)			
5 号	5 号	定置式製造設備の基準準用			
6-1-42	6-1-35	容器置場・充填容器等の基準			
イ	イ	・容器置場の明示・警戒標			
ロ	ロ	・容器置場は二階建以下 (可燃性ガス、酸素は原則、一階建)			
ハ ニ	ハ ニ	・置場距離 ・障壁の設置	第 1 種置場距離＝ m (第 1 種保安物件 ( ) までの距離： m) 第 2 種置場距離＝ m (第 2 種保安物件 ( ) までの距離： m)		
ホ	ホ	・充填容器の直射日光を遮る ための措置 (可燃性ガス、酸素)			
ハ	ハ	・滞留しない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
ト		・自然発火に対して安全な措置 (シラン、ホウフィン、モリブデン)			
チ		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、そ の他一部の毒性ガス)			
リ	ト	・二階建容器置場の構造			
ヌ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素)			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 8 条	液 石 9 条				
第2項 製造方法の技術上の基準					
1 号	1 号	製造の基準			
イ	ロ	・保安距離(可燃性、毒性、酸素) 第1種保安物件に対し15m以上 第2種保安物件に対し10m以上			
ロ	ハ	・道路境界線に対して5m以上 (圧縮及び液化天然ガス スタンド内での充填)			
	ハ	・液面計又は過充填防止装置 の設置確認(1000ℓ超)			
	ニ	・液面計及び過充填防止装置 の設置確認(1000ℓ以下)			
ニ	ホ	・貯槽への液化ガスの充填			
ホ	ハ	・原動機からの火花の放出を防 止する措置(シクロプロパン等)			
ハ	ト	・製造設備と貯槽の接続部分の 措置(可燃性、毒性、酸素)			
ト	チ	・静電気を除去する措置(可燃 性ガス、特定不活性ガス)			
チ	リ	・車両の固定			
リ	イ	・車両に固定された容器には 充填しない			
ヌ 6-2-1ハ 6-2-2ハ ト リ ヌ ル		・バルブの開閉(三フッ化窒素) ・酸素、三フッ化窒素充填時の措置 ・三フッ化窒素充填時の場所 ・再充填禁止容器への充填 ・一般複合容器等への充填 ・国際相互承認容器等への充填			
2 号	2 号	定置式製造設備の基準準用			
6-2-8	6-2-7	容器置場及び充填容器等の基準			
イ	イ	・充填容器、残ガス容器の区分 貯蔵			
ロ		・可燃性ガス、毒性ガス、特定 不活性ガス、酸素 液化石油ガスの区分貯蔵			
ハ	ロ	・計量器等以外の設置制限			
ニ	ハ	・火気等の禁止 (不活性ガス(特定不活性ガス を除く。)、空気を除く)			
ホ		・温度40℃以下に保つ措置			
ハ		・温度65℃以下に保つ措置 (圧縮水素運送自動車用容器)			
ト	ホ	・転落、転倒、バルブの損傷防 止措置			
チ	ハ	・置場への携帯電灯以外の持込 禁止(可燃性ガス)			